

津市消防団災害出動規程

平成 2 4 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 7 号

改正 平成 2 6 年 5 月 2 3 日消防本部訓第 6 号

平成 2 7 年 6 月 2 9 日消防本部訓第 9 号

平成 2 9 年 2 月 1 0 日消防本部訓第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防団部隊が効果的な災害活動を行い、及び常備消防部隊との円滑な連携を図ることにより、水火災又は地震等の災害による被害を最小限に止めるため、津市消防団の組織等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 2 4 号。以下「規則」という。）第 2 2 条の規定に基づき、津市消防団の災害出動に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害管轄区域)

第 2 条 分団別の災害管轄区域は、規則別表に掲げる所管区域とする。

(部隊編成)

第 3 条 各分団の部隊は、消防団車 1 台及び消防団員（以下「団員」という。）5 人以上をもって編成するものとする。

2 各方面団の部隊編成は、別表第 1 のとおりとする。

(出動区分等)

第 4 条 火災発生時の出動区分は、別表第 2 によるものとする。

2 火災以外の災害については、原則として所管の分団が災害の規模又は地域の実情に応じ出動するものとする。

3 前項の場合において、消防団長（以下「団長」という。）又は方面団長は、消防機関から当該現場までの距離、消防水利の状況、参集可能人員等から必要と認めるときは、消防署長等と協議し、所管以外の部隊からの増援を行うものとする。

4 本市の区域内において、災害発生場所が、管轄区域の境界付近で所管分団が不明の場合は、当該境界付近の所管分団すべてが出動するものとする。

5 団員は、消防長の出動命令があったときは、本市の区域外の災害発生場所へ出動するものとする。

(地震発生時及び風水害等の警報発令時の配備体制)

第5条 地震が発生した場合又は地震の発生が予測される場合の配備体制は、別表第3によるものとする。ただし、災害の規模等により団長又は所属の方面団長から指示があった場合は、この限りでない。

2 風水害等の警報が発令された場合の配備体制は、別表第4によるものとする。ただし、災害の規模等により団長又は所属の方面団長から指示があった場合は、この限りでない。

3 団員は、前2項に定めるもののほか、団長又は所属の方面団長が配備が必要と認める自然災害等が発生した場合は、緊急を要する場合を除き、その指示に従い、配備体制をとるものとする。

(出動命令等)

第6条 火災出動は、消防本部通信指令課から出動連絡を受けて出動するものとし、火災の出動連絡は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、自己覚知した場合は、緊急を要する場合を除き、消防本部通信指令課に報告した後出動するものとする。

2 火災以外の災害の出動については、原則として団長、方面団長又は消防本部災害対策本部の命令によるものとする。ただし、自己覚知した場合は、緊急を要する場合を除き、所属の方面団長、方面副団長又は分団長に報告した後出動するものとする。

(招集連絡)

第7条 分団長は、災害発生時の招集連絡要領を作成し、所属の団員に周知徹底するとともに、必要の都度修正するものとする。

2 団員は、災害の招集に備え、常に被服、携行品等を準備しておくとともに、招集連絡及び参集手段の確保に努めるものとする。

(出動時の留意事項)

第8条 消防車が災害現場に赴くときは、交通法規及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に従い、サイレンを用いるものとする。

2 火災出動時のサイレン吹鳴に際しては、警鐘音を併用するものとする。

第9条 災害出動又は引揚げの場合に消防車両に乗車する責任者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 機関員の隣席に乗車すること。

(2) 病院、学校、劇場等の付近の混雑する場所を通過するときは、必要に応じ事故を防止するため警戒信号を用いること。

(3) 団員及び消防職員以外の者を乗車させないこと。

(4) 消防車両は、一列縦隊で安全な距離を保って走行すること。

(5) 災害現場から引き上げる場合は、消防車両の赤色灯を消灯すること。

(現場駆けつけ)

第10条 分団長は、災害出動において当該消防車両以外の手段で駆けつける団員に対し、これに起因する現場付近の交通障害又は消防活動障害の誘発防止について、事前に周知徹底するものとする。

(現場活動)

第11条 災害現場に到着した団員は、機械器具等の資機材を有効に活用し、生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

第12条 災害現場において死亡者を発見したときは、消防団部隊の現場指揮者は、消防長又は消防署長に報告するとともに、警察官が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第13条 火災現場において放火の疑いのある場合は、消防団部隊の現場指揮者は、消防長、消防署長又は常備消防部隊の現場指揮者に直ちに報告するとともに、現場保存に努めなければならない。

(安全管理)

第14条 消防団部隊の現場指揮者は、災害現場及び団員の活動状況を的確に把握するとともに危険状態の把握に努め、安全確保のための必要な措置を講ずるものとする。

2 団員は、安全管理の基本が自己にあることを認識するとともに、団員相互の安全に配慮し、事故防止に努めるものとする。

3 団員は、災害活動中に危険を予見したときは、直ちに現場指揮者に報告しなければならない。

(常備消防隊との連携)

第15条 消防団部隊の現場指揮者は、常備消防部隊の現場指揮者との連携を密にし、現場活動が円滑かつ効果的に行えるよう配慮するものとする。

(事故報告)

第16条 現場活動において事故が発生した場合は、団員は、直ちに必要な措置を講ずるとともに現場指揮者に報告しなければならない。

2 出動又は引揚げ途上において事故が発生した場合は、団員は、直ちに必要な措置を講じ、最寄りの警察署に通報するとともに所属の方面団長及び消防本部消防総務課（夜間及び休日については通信指令課）に報告しなければならない。

らない。

（災害活動報告）

第 17 条 災害現場から引き上げる場合において、消防団部隊の現場指揮者は、活動状況、人員、機材等についての異常の有無を確認するとともに、常備消防部隊の現場指揮者に報告するものとする。

（委任）

第 18 条 この規程の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

1 この訓は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 津市消防団火災出動規程（平成 18 年津市消防本部訓第 25 号）は、廃止する。

附 則（平成 26 年 5 月 23 日消防本部訓第 6 号）

この訓は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 29 日消防本部訓第 9 号）

この訓は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 10 日消防本部訓第 3 号）

この訓は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

消 防 団 部 隊 編 成

方面団の区分	部 隊 編 成
津方面団	新町分団・養正分団・敬和分団・橋北分団・栗真分団・白塚分団・一身田分団・安東分団・櫛形分団・片田分団・神戸分団・橋南分団・藤水分団・高茶屋分団・雲出分団・大里分団・高野尾分団
久居方面団	第 1 分団・第 2 分団・第 3 分団・第 4 分団・第 5 分団・第 6 分団・第 7 分団・第 8 分団・第 9 分団・第 1 0 分団
河芸方面団	第 1 分団・第 2 分団・第 3 分団・第 4 分団
芸濃方面団	第 1 分団・第 2 分団・第 3 分団・第 4 分団・第 5 分団
美里方面団	第 1 分団・第 2 分団・第 3 分団・第 4 分団
安濃方面団	草生分団・村主分団・安濃分団・明合分団
香良洲方面団	第 1 分団・第 2 分団・第 3 分団・第 4 分団・第 5 分団
一志方面団	第 1 分団・第 2 分団・第 3 分団・第 4 分団
白山方面団	第 1 分団・第 2 分団・第 3 分団・第 4 分団・第 5 分団
美杉方面団	第 1 分団・第 2 分団・第 3 分団・第 4 分団・第 5 分団・第 6 分団・第 7 分団

別表第 2（第 4 条関係）

出 動 区 分

方面団区分	分団数	出動区分（現場指揮者）			
		第 1 出動 （分団長）	第 2 出動 （方面団長又は 方面副団長）		第 3 出動 （消防団長）
津 方 面 団	1 8	所管の分 団及び特 命の分団	概 ね 3 分 団	必要に応 じて、左 記の体制 に特命の 分団を付 加	特 命 の 分 団
久 居 方 面 団	1 1		全 分 団		
河 芸 方 面 団	4				
芸 濃 方 面 団	6				
美 里 方 面 団	5				
安 濃 方 面 団	4				
香 良 洲 方 面 団	6				
一 志 方 面 団	5				
白 山 方 面 団	6				
美 杉 方 面 団	8		概 ね 3 分 団		
火 災 連 絡 表					
令 課 消 防 本 部 通 信 指	平日 （昼間）	管轄区域の方面団長、分団長及び事務担当者			
	夜間・休 祭 日	管轄区域の方面団長、分団長及び事務担当者（当直者）			

別表第 3（第 5 条関係）

地震発生時の配備体制

職別 災害区分		消防団長 本部副団長	方面団長 方面副団長	分団長以下の消 防団員
突 発 地 震	本市の区域 内に震度 4 の地震発生 時	必要に応じ消防 団本部に参集	必要に応じ方面 団本部に参集	通常の体制とす る。
	本市の区域 内に震度 5 弱以上、三 重県内に震 度 5 強以上 の地震発生 時	消防団本部に参 集	方面団本部に参 集	方面団本部又は 分団詰所に参集
東 海	東海地震に 関連する調 査情報発表 時	消防団本部に参 集	方面団本部に参 集	原則として自宅 待機
	東海地震注 意情報発表 時	消防団本部に参 集	方面団本部に参 集	方面団本部又は 分団詰所に参集
地 震	東海地震予 知情報及び 警戒宣言発 令時	消防団本部に参 集	方面団本部に参 集	方面団本部又は 分団詰所に参集 （分団詰所にサイ レンが設置され ている場合は、 地震防災信号を吹 鳴する。）

(用語)

- (1) 東海地震に関連する調査情報とは、観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係ないことが分かった場合に発表される情報をいう。
- (2) 東海地震注意情報とは、東海地震前兆の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報をいう。
- (3) 東海地震予知情報とは、東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表される情報をいう。
- (4) 東海地震警戒宣言とは、大規模地震対策特別措置法に基づき行われる地震予知で、異常が確認された場合、被害を最小限に抑えるために発令される宣言をいう。

別表第 4 （第 5 条関係）

風水害等の警報発令時の配備体制

職別 災害区分	消防団長 本部副団長	方面団長 方面副団長	分団長以下の消防 団員
県内中部に次の 警報のいずれか が発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報	必要に応じ消防団 本部に参集	必要に応じ方面団 本部に参集	原則として自宅待 機
県内中部に次の 警報のいずれか が発表されたとき ・暴風警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報	必要に応じ消防団 本部に参集	必要に応じ方面団 本部に参集	原則として自宅待 機
県内中部に高潮 警報発令時	必要に応じ消防団 本部に参集	必要に応じ方面団 本部に参集。ただ し、津、河芸、香 良洲方面団以外の 方面団は原則とし て自宅待機	原則として自宅待 機
県内中部に津波 警報発令時	原則として高潮警報発令時の配備体制とする。ただし、地震発生等により別表第 3 の配備体制をとる必要がある場合は、これを優先する。		